

提出書類一覧

(1) 在学中に提出するもの

提出する時	提出書類	様式等	提出時期
貸付を受けようとするとき	修学資金貸付申請書	規程第1号様式	申請期限内に
	保証書	細則様式第1号	
	学業成績証明書		
	住民票世帯全員		
	生計を一にする家族の全員 (収入のない者を除く。)の所得課税証明書	市町村長の 発行するもの	
	養成施設の長の推薦状	規程第2号様式	
	連帯保証人の印鑑登録証明書		
(中高年離職者の場合)	雇用被保険者離職証明書または 離職先の会社等による離職証明書		申請期限内に
(生活保護受給世帯又は これに準ずる世帯の場合)	保育士修学資金貸付けに関する意見書	規程第3号様式	
	生活費加算要件を満たす経済状況であることを 証明する書類(該当するもの1つ) ・地方税法 295 条第 1 項に基づく市町村民税非 課税証明書 ・市町村民税減免決定通知等、当該事実を証明 する書類 ・国民年金保険料免除決定通知等、当該事実を 証明する書類 ・国民健康保険一部負担金減額免除徴収猶予決 定通知等、当該事実を証明する書類		
修学資金の貸付が 決定したとき	修学資金借用証書	規程第4号の2様式	貸付決定から 15日以内
	誓約書	規程第5号様式	
	修学資金振込口座申込・変更申請書	細則様式第2号	
	通帳の写し		
	借受人の印鑑登録証明書		
(生活保護受給世帯の 場合)	保護変更決定通知書の写し		
修学資金が交付される とき	貸付決定者在籍状況一覧表(養成施設)	細則様式第3号	年2回、交付月の 10日まで

(2) 貸付決定後、変更がある場合等に提出するもの

提出する時	提出書類	様式等	提出時期
休学・復学したとき	保育士養成施設休学・復学・転学・退学届	規程第13号様式	直ちに
転学したとき	保育士養成施設休学・復学・転学・退学届	規程第13号様式	直ちに
	在学証明書		
	修学資金返還裁量猶予申請書	規程第10号様式	
留年したとき	保育士養成施設留年届	規程第15号様式	直ちに
退学したとき	保育士養成施設休学・復学・転学・退学届	規程第13号様式	直ちに
	修学資金返還明細書	規程第6号様式	
停学・退学の処分を受けたとき	保育士養成施設停学・退学届	規程第14号様式	直ちに
	修学資金返還明細書	規程第6号様式	
修学資金の借受を辞退するとき	修学資金辞退届	規程第16号様式	直ちに
住所、氏名を変更したとき	住所・氏名変更届	規程第11号様式	変更後、直ちに
	住民票		
連帯保証人の氏名、住所等変更があったとき	連帯保証人届出事項変更届	規程第12号様式	変更後、直ちに
	住民票		
連帯保証人死亡等により連帯保証人を変更するとき	保証書	細則様式第1号	変更後、直ちに
	連帯保証人の住民票		
	連帯保証人の印鑑登録証明書		
	世帯の所得課税等に関する各種証明書		
在学中に借受人が死亡したとき	借受人死亡届	規程第17号様式	死亡後、直ちに
	死亡の事実を証明する書面		
	修学資金返還裁量免除申請書	規程第8号様式	
修学資金振込口座を変更するとき	修学資金振込口座申込・変更申請書	細則様式第2号	
	通帳の写し等		

(3) 卒業時（前後）に提出するもの

卒業2ヶ月前	卒業及び進路報告書(養成施設)		1月
卒業したとき	貸付決定者卒業証明一覧表(養成施設)	細則様式第8号	卒業後、直ちに
保育士に登録したとき	保育士登録届	細則様式第5号	保育士登録後 直ちに
	保育士証の写し		
指定業務に従事することができないが、卒業後1年以内に指定業務に従事する意思があるとき	指定業務従事延期届	細則様式第6号	直ちに

(4) 指定業務従事中に提出するもの

提出する時	提出書類	様式等	提出時期
指定業務に従事開始したとき	指定業務従事届	規程第18号様式	直ちに
	修学資金返還裁量猶予申請書	規程第10号様式	
災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき	修学資金返還裁量猶予申請書	規程第10号様式	直ちに
	医師の診断書等 (災害、疾病、負傷の場合)		
	大学等の在学証明書 (大学等に在学し・在校している場合)		
	産休・育休中であることを証する書面 (産休・育休中の場合)		
指定業務従事施設を退職したとき	指定業務従事施設退職届	細則様式第7号	退職後、直ちに
	修学資金返還裁量免除申請書 (従事期間が2年以上5年未満の場合)	規程第8号様式	
	修学資金返還明細書	規程第6号様式	
指定業務に従事後退職し、再度指定業務に従事し始めたとき	指定業務従事届	規程第18号様式	速やかに
	修学資金返還裁量猶予申請書	規程第10号様式	
県内において指定業務に従事しているとき	指定業務従事届	規程第18号様式	毎年4月15日までに

(5) 修学資金を返還する場合に提出するもの

返還するとき	修学資金返還明細書	規程第6号様式	返還理由が生じた日 (返還裁量免除申請者は決定通知日)から起算して20日以内
--------	-----------	---------	---

(6) 修学資金の返還免除を受ける場合に提出するもの

提出する時	提出書類	様式等	提出時期
卒業後1年以内に保育士として登録し県内(国立児童自立支援施設等)においては全国区域)及び被災県(岩手県・宮城県・福島県・熊本県)で指定業務に5年間(過疎地域で従事した場合、又は中高年離職者の場合は3年間)従事したとき	修学資金返還当然免除申請書	規程第7号様式	
	指定業務従事期間証明書	細則様式第4号	
上記の業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき	修学資金返還当然免除申請書	規程第7号様式	直ちに
	借受人死亡届	規程第17号様式・	
	死亡診断書等の写し (指定業務上の理由により死亡した場合)		
	医師の診断書等 (指定業務に起因する心身の故障の場合)		
死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき	修学資金返還裁量免除申請書	規程第8号様式	
	借受人死亡届(死亡の場合)	規程第17号様式	直ちに
	事実を証する書類		
県内において2年以上5年未満指定業務に従事したとき	修学資金返還裁量免除申請書	規程第8号様式	
	指定業務従事期間証明書	細則様式第4号	